

地域包括ケアの推進について

【担当省庁】厚生労働省

認知症総合センターの整備

認知症になっても安心して暮らせる社会をつくるためには、初期から看取りまで、本人の容態に応じた適切なサービスをワンストップで提供できる体制づくりが重要であり、京都府では、日本初のモデルとなる「京都認知症総合センター(仮称)」を整備することとしている。

しかしながら、現行の地域医療介護総合確保基金では、各サービス(デイケア、ショートステイ等)の施設整備に分かれており、また、初期対応等については対象外としている。

については、現在、基金の対象外である初期対応拠点や認知症の方に適時・適切な医療的支援を行う診療所を含めたすべての段階でのサービスを総合的に提供する「認知症総合センター」の整備を基金の対象事業としていただきたい。

介護予防・生活支援サービスの担い手の育成

平成 27 年度の介護保険法改正では、予防給付の一部が地域支援事業に移行され、NPO・ボランティア等の多様な担い手により介護予防・生活支援サービスを提供することとされた。

これを受け、京都府では、「地域包括ケア推進ネット」(圏域毎の推進拠点)の設置により、市町村・地域包括支援センター等における当該制度移行の取組を支援しているが、国の支援が「生活支援コーディネーターの配置」や「協議体の設置」にとどまっており、地域の担い手となるNPO等の育成は困難である。

このため、国において、介護予防・生活支援サービスの多様な担い手の育成計画を策定していただくとともに、育成の支援を制度化していただきたい。

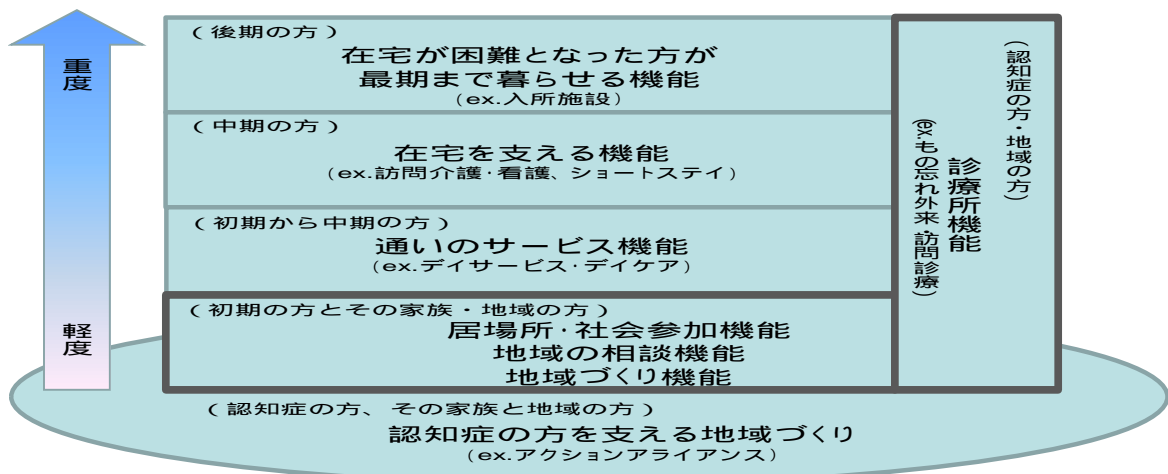
介護・福祉人材の養成、地域への定着

京都府では、地域医療介護総合確保基金を活用し、若者の働きがいと働きやすさに配慮した人材育成や職場の定着支援に積極的に取り組む事業所を認証する「きょうと福祉人材育成認証制度」の構築や、特に高齢化率が高く、介護・福祉人材が不足する京都府北部において、地域の中で人材を育て、定着を図る「府北部福祉人材養成システム」を展開するなど、全国モデルとなりうる取組を進めてきている。

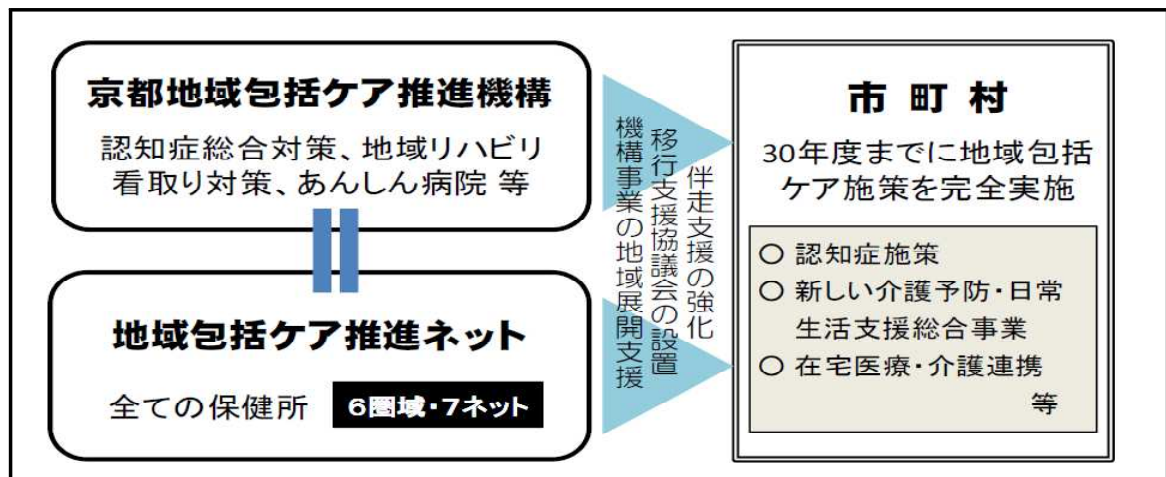
これらの先駆的で、地域の実情に即した事業の継続や一層の充実を図るため、地域医療介護総合確保基金の予算を確保していただきたい。

【現状・課題等】

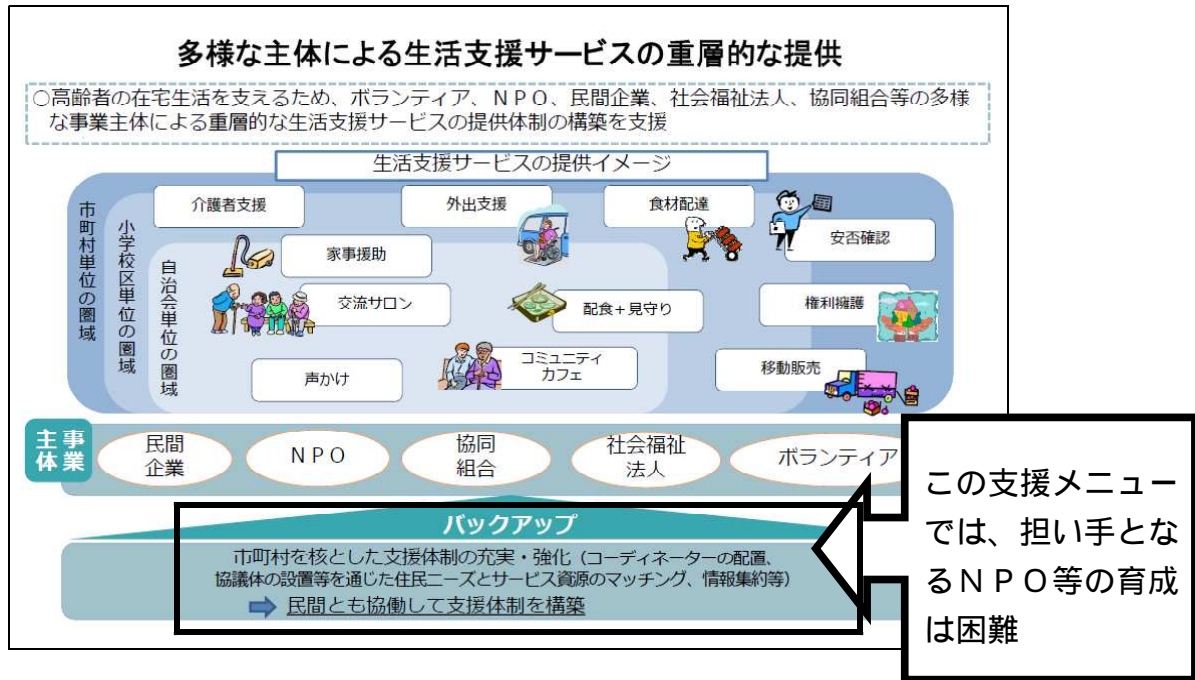
京都認知症総合センター（仮称）の整備イメージ



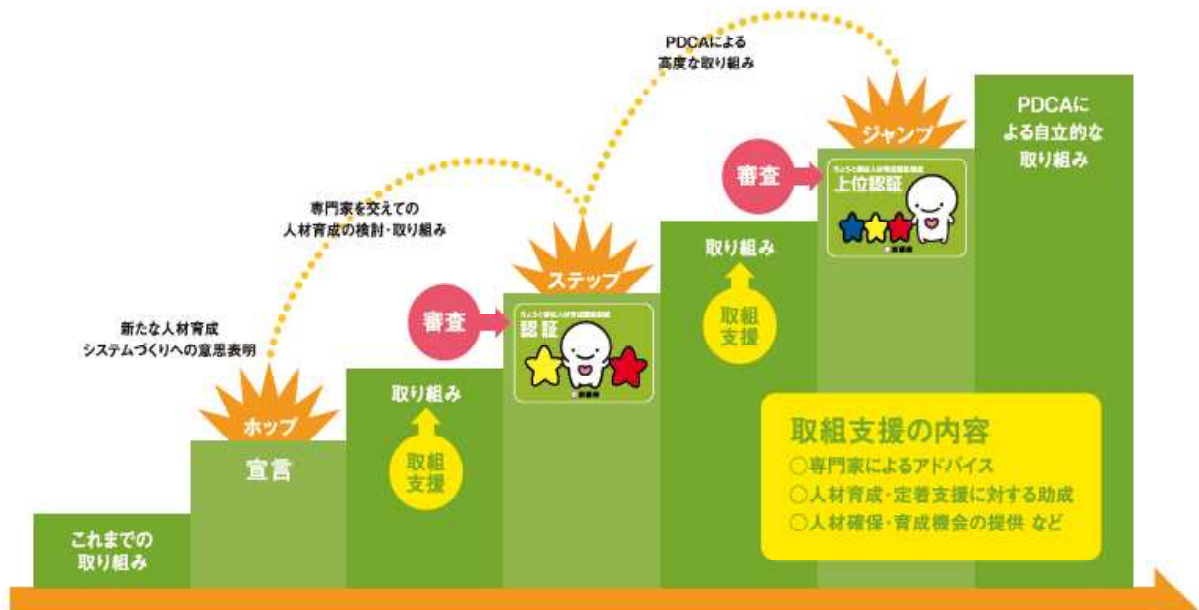
□の事業は基金の対象外
各サービスを提供する施設が個々に対象（総合的な施設は対象とならない）



予防給付の見直しに係る制度移行のスキーム
 (生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置による体制構築)



きょうと福祉人材育成認証制度



京都府における取組事業者 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

宣言事業者 380 事業者
 認証事業者 133 事業者

京都府北部福祉人材養成システム



- ・「養成校（専門学校）」の誘致・開設（舞鶴市）
平成 27 年 4 月：介護福祉士及び社会福祉士課程を有する民間の養成校を舞鶴市内に誘致・開校
- ・「現任者研修」の実施（福知山市）
平成 27 年 5 月：地域の民間施設連絡協議会と連携し、平成 27 年度から、社会福祉法人等に従事する現任者が介護福祉士の受験資格を得るために必要な研修を開始
- ・「総合実習センター」の整備・開設（宮津市内）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）

- ・多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇改善の観点から、介護従事者の確保対策を推進（基金は 26 年度新設。介護分は 27 年度から適用）
- ・27 年度予算総額（介護従事者の確保に関する事業分）
：90 億円
- ・京都府からの要望額（介護従事者の確保に関する事業分）
：8 億 3 千万円（内示額：4 億円（要望額の約 48 %））

【京都府の担当課】

健康福祉部	高齢者支援課	075-414-4567
	介護・地域福祉課	075-414-4561